

第18回土地家屋調査士特別研修

民間紛争解決手続における代理人として必要な法律知識についての考査問題の出題意図

第1問（計40点）

第1問は、相続を原因とする相隣地の境界紛争について、具体的事案における法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場においてなすべき法的主張及び具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理関係業務において最低限必要とされる法的素養及び法的問題点に対する理解の程度を測ることを出題の意図としている。

小問1（5点）

本問は、本件における権利関係を前提として、申立人の立場で、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるか、端的に申立ての趣旨を問う問題である。

小問2（10点）

本問は、長期取得時効の要件として、相続との関連における占有の継続を主張する場合の具体的要件事実を問うことにより、取得時効の成立要件の理解の程度及び代理人としての事案処理能力を測る問題である。

小問3（10点）

本問は、申立人が相手方の長期取得時効の主張を争う場合に、具体的事案においてどのような事実を主張すべきか、取得時効にかかる法的問題点の理解の程度及び代理人としての事案処理能力を測る問題である。

小問4（5点）

本問は、端的に短期取得時効の要件について基本的知識を問う問題である。

小問5（10点）

本問は、占有開始時における相手方の所有の意思を否定する具体的事実及び相手方が無過失であるとの評価を妨げる具体的事実を列挙させることにより、規範的要件についての理解の程度及び代理人としての事案処理能力を測る問題である。

第2問（計20点：小問1（10点）、小問2（10点））

第2問は、筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争について、当該紛争が生じる以前にその相手方から別事件についての筆界特定手続代理関係業務を受任していた場合において、民間紛争解決手続代理関係業務の受任の可否を問うことにより、土地家屋調査士法第22条の2第2項の趣旨の理解を問う問題である。

以上